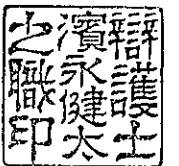
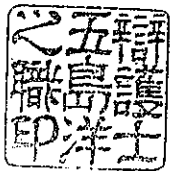


ご 回 答

令和3年8月27日

仙台市青葉区柏木1-2-40
ブライツシティ柏木702号室
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘 殿

大阪市北区西天満 4-3-25
梅田プラザビル別館 10 階
弁護士法人飛翔法律事務所
TEL 06-6361-7141
FAX 06-6361-7151
株式会社ラグザス・クリエイト代理人
弁護士 五 島 洋
弁護士 濱 永 健 太



前略

- 1 当職らは、株式会社ラグザス・クリエイトの代理人として、貴法人からの令和3年8月10日付け再申入書につきまして以下の通りご回答します。なお、変更につきましては、ご指摘いただいた点が全て確定できた場合にまとめて行わせていただく予定です。
- 2 申入事項について
申入れ頂いた趣旨に鑑み、前回の17条3項に加え、17条1項、17条2項、18条1項、18条2項についても、「成約前の利用者」に修正させていただきます。
- 3 要請事項1について
要請内容の通り、車両引渡しの時点において残置物の有無について再確認を行う運用にしたいと思えます。
- 4 要請事項2について
要請を頂いた趣旨に鑑み、「・・・に対して損害を賠償するとともに一切の責任を負うものとします。」という部分を「・・・に対して損害を賠償するものとします。」に修正させていただきます。
- 5 付言事項について
第8条2項につきましても「合理的な理由に基づいて当社にて判断を行うものとします。」に修正致します。

以 上